

[H29 橋梁定期点検について]

野田市では、平成 25 年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に従い、橋長 10m 以上の 42 橋を対象に、国が定めた道路橋定期点検要領に基づき 5 年に 1 度の橋梁定期点検を実施しました。

1. 定期点検の概要

野田市が管理する橋梁の損傷および変状を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害の防止を図るために橋梁に関わる効果的な維持管理に必要な基礎資料を得るものである。また、応急対策や調査の必要性を判定し点検記録の作成を行うものである。

2. 定期点検結果概要

(1) 平成 29 年度実施の判定区分（橋梁定期点検要領 H26. 6 月）

橋毎の健全性の診断の判定区分

判定区分		定義
I	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

(2) 平成 24 年度実施の判定区分（参考）

点検時の対策区分判定と相対評価の関係

相対評価	対策区分判定の内容
A	損傷が認められない、損傷が軽微で補修を行う必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
	維持工事に対応する必要がある。
C	次回点検までに補修を行う必要がある。
E 1	橋梁構造の安全性の観点から、緊急対応の必要がある。
E 2	その他緊急対策の必要がある。